

デジタル放送推進のための行動計画

平成14年7月17日

ブロードバンド時代における
放送の将来像に関する懇談会

デジタル放送推進のための行動計画

政府においては、平成14年6月18日にIT戦略本部が「e-Japan 重点計画－2002」の中において、「IT革命を支える基盤となる放送のデジタル化を推進し、関東、近畿、中京の三大広域圏では2003年までに、その他の地域では2006年までに地上デジタル放送を開始するため、地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を講ずる」ことを決定したところである。

また、同年6月25日に閣議決定の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（第2部経済活性化戦略）の中で、「家庭のIT革命を支える基盤である放送のデジタル化を推進し、家庭から簡便に利用できるテレビ連動型電子商取引等様々なITビジネスの創出を促進する」としている。

これらの決定にも見られるとおり、放送のデジタル化は、これまで一方的に視聴者が受け身でサービスを楽しんでいた視聴の形態を革命的に変革し、国民、視聴者自らが能動的に働きかける視聴スタイルを現出させ、国民に今までの放送にない高度で多彩なサービス（高精細映像、高齢者・障害者用字幕・音声放送サービス、インターネット連携の予約サービス、移動端末によるテレビ受信等）を提供することにより、多大な便益をもたらすとともに、情報通信政策上も今までにない重要性を持つものであるから、関係者は、以下のとおり協力しつつデジタル放送を迅速に推進していくこととする。

1 関係者の具体的取組等

ア 地上テレビ放送事業者

- ① 三大都市圏（関東、近畿、中京圏）では2003年末までに、その他の地域では2006年末までに地上デジタル放送を開始し、2011年にはアナログ放送からデジタル放送への移行を完了しアナログ放送を停止する、という計画に沿ってその円滑な実施に取り組む。

- ② サービス開始当初においては、50%以上の時間（1週間の放送時間中）で、高精細度放送をするものとし、その後、その比率を拡大することを目標とする（特にプライムタイム（午後7時から午後11時の4時間）における比率の拡大）。
- ③ 補完データ放送、双方向番組等のデジタル放送のメリットを活かした番組についても、順次導入し、番組数の増大を図るとともに、移動体での受信にも対応する放送サービスの開発と早期実施を目標とする。
- ④ デジタル放送のメリットを活かした字幕放送などの高齢者・障害者にやさしい放送サービスの充実に努める。

イ 地上デジタルラジオ放送事業者

2003年秋に東京と大阪において、地上デジタルラジオ放送の実用化試験放送を開始し、移動体向け放送の将来需要及び必要性を検証し、実用化に資する。

ウ BSテレビ放送事業者

- ① 視聴者に魅力ある放送コンテンツの投入や高精細度番組、双方向番組などのデジタル放送のメリットを周知する共同キャンペーンを展開するなど、BSデジタル放送の一層の普及に努める。
- ② 2003年末までに、22スロット以上の伝送容量を用いるBSデジタル放送の番組において、プライムタイム（午後7時から午後11時の4時間）のうち、デジタル放送のメリットを十二分に活かした番組（高精細度番組を中心に、双方向番組、番組連動型データ放送などを含む。）を75%以上放送することを目標とする。
- ③ 将来衛星放送もすべてデジタル化されることを前提に、BSアナログ放送の終了の在り方について、衛星放送全体の将来の在り方や視聴者の意向も踏まえて、早急に検討を開始し、結論を得た上で国民に適確に情報提供を行っていく。

エ CSテレビ放送事業者

- ① デジタル放送の特徴である多チャンネルを活かし、専門性の強い放送を提供するなど視聴者のニーズにきめ細かく対応する。
- ② プラットフォームやEPGの機能の向上により、視聴者の個別のニーズに応じた番組選択をより容易にし、デジタル放送のメリットを活かした多彩な番組（マルチプレックス、マルチアングル放送、ペイパービュー放送、双方向番組、番組連動型データ放送など）について、番組数の増大を図るとともに、その普及を推進する。
- ③ 番組に応じ、標準テレビジョン放送の広帯域使用による画質向上に取り組む、将来の高精細度放送の部分的な導入を目標とする。
- ④ プラットフォーム間の共同取組、BSデジタル放送事業者等との連携等に努め、国民にわかりやすい形でサービス内容を提示するなどして、CSデジタル放送等の普及を図る。

オ ケーブルテレビ事業者

ケーブルテレビ事業者間のネットワーク化やヘッドエンド共用化等による事業者間の連携、HITS（Head-end In The Sky）の導入、小規模共聴施設の統合を促進すること等により、衛星デジタル放送のデジタル再送信の拡充を図るとともに、業務区域内における地上デジタル放送の開始に伴う円滑なデジタル再送信を目標とする。

カ 受信機メーカー、小売業者

- ① 衛星デジタル放送及びデジタルケーブルテレビの普及を加速するため、これらの受信機及びセットトップボックスの一層の低廉化及び円滑な普及に努める。
- ② 地上デジタル放送の開始に合わせて、衛星デジタル放送と地上デジタル放送の共用受信機を速やかに市場に投入するとともに、高精細度放送に対応した低廉なデジタル放送受信機の円滑な供給を図ることを目標とする。
- ③ 地上デジタル放送において、放送事業者が目指す移動体受信向けサービスを可能とするために必要な携帯受信機の開発・導入を図る。

- ④ 地上デジタル放送開始当初にあたっては、テレビ放送におけるアナログからデジタルへの円滑な移行を図るため、地上デジタルテレビ放送受信機には地上アナログテレビ放送受信機能も搭載するよう努めるとともに、その販売を推進する。
- ⑤ 地上放送受信機の販売に際しては、放送普及基本計画における地上放送のアナログ放送からデジタル放送への移行のスケジュールに沿って、消費者（国民）に購入の判断ができるよう、デジタルテレビ放送の開始時期及びアナログテレビ放送の終了時期等の周知を行うとともに、地上アナログ放送受信機の購入希望者に対しては、アナログ放送終了後には地上デジタルテレビチューナーが必要となることの周知を行う。
- ⑥ 新規に製造する機器のうち、デジタル放送を受信可能なテレビ等の比率の目標については、今後、デジタル放送に係る関係者からなる場において、早急に専門的な検討を開始し、結論を得る。

キ 地方公共団体

- ① 住民への周知・広報の充実や電子自治体の推進における地上デジタル放送の積極的な活用を進める（自治体の広報番組での利活用など）。
- ② アナログ周波数変更対策についての住民への周知等への協力を行う。

2 協議会による周知広報活動等の推進

上記の関係者を中心とする幅広い分野から構成される協議会を設置し、放送のデジタル化の円滑な推進を図るとともに、国民への周知広報活動を強力に推進することが必要である。

3 政府の取組

以上の取組の円滑な遂行に資するため、政府においては、国の方針としてのデジタル化のメリット、スケジュール等についての国民への周知広報、デジタル化を円滑に進めるための積極的な支援、共同受信設備を含めたケーブルテレビデジタル化の推進など、適宜・適切な施策を実施することが必要である。

4 フォローアップ

本行動計画については、定期的にフォローアップを行うことが必要である。